

厚生労働省告示第九十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

出 給	出 給																												
<p>一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費単位数表第1（1の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <table data-bbox="358 1037 1137 1324"> <tr> <td>利用定員が30人以下の場合</td> <td>1,081単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が31人以上40人以下の場合</td> <td>1,000単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が41人以上50人以下の場合</td> <td>925単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が51人以上60人以下の場合</td> <td>855単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が61人以上70人以下の場合</td> <td>826単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が71人以上80人以下の場合</td> <td>800単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が81人以上の場合</td> <td>774単位</td> </tr> </table> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>	利用定員が30人以下の場合	1,081単位	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,000単位	利用定員が41人以上50人以下の場合	925単位	利用定員が51人以上60人以下の場合	855単位	利用定員が61人以上70人以下の場合	826単位	利用定員が71人以上80人以下の場合	800単位	利用定員が81人以上の場合	774単位	<p>一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費単位数表第1（1の注7を除く。）、第3及び第4により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <table data-bbox="1276 1037 2051 1324"> <tr> <td>利用定員が30人以下の場合</td> <td>976単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が31人以上40人以下の場合</td> <td>917単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が41人以上50人以下の場合</td> <td>858単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が51人以上60人以下の場合</td> <td>800単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が61人以上70人以下の場合</td> <td>779単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が71人以上80人以下の場合</td> <td>759単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が81人以上の場合</td> <td>737単位</td> </tr> </table> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>	利用定員が30人以下の場合	976単位	利用定員が31人以上40人以下の場合	917単位	利用定員が41人以上50人以下の場合	858単位	利用定員が51人以上60人以下の場合	800単位	利用定員が61人以上70人以下の場合	779単位	利用定員が71人以上80人以下の場合	759単位	利用定員が81人以上の場合	737単位
利用定員が30人以下の場合	1,081単位																												
利用定員が31人以上40人以下の場合	1,000単位																												
利用定員が41人以上50人以下の場合	925単位																												
利用定員が51人以上60人以下の場合	855単位																												
利用定員が61人以上70人以下の場合	826単位																												
利用定員が71人以上80人以下の場合	800単位																												
利用定員が81人以上の場合	774単位																												
利用定員が30人以下の場合	976単位																												
利用定員が31人以上40人以下の場合	917単位																												
利用定員が41人以上50人以下の場合	858単位																												
利用定員が51人以上60人以下の場合	800単位																												
利用定員が61人以上70人以下の場合	779単位																												
利用定員が71人以上80人以下の場合	759単位																												
利用定員が81人以上の場合	737単位																												

利用定員が20人以下の場合	<u>1,377単位</u>
利用定員が21人以上30人以下の場合	<u>1,185単位</u>
利用定員が31人以上40人以下の場合	<u>1,070単位</u>
利用定員が41人以上の場合	<u>970単位</u>
八 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
利用定員が15人以下の場合	<u>1,325単位</u>
利用定員が16人以上20人以下の場合	<u>1,035単位</u>
利用定員が21人以上の場合	<u>919単位</u>
二 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
<u>主</u> に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>827単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>557単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>433単位</u>
<u>以外</u> の場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>703単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>465単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>360単位</u>
ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
利用定員が5人の場合	<u>2,088単位</u>
利用定員が6人の場合	<u>1,748単位</u>
利用定員が7人の場合	<u>1,503単位</u>
利用定員が8人の場合	<u>1,320単位</u>
利用定員が9人の場合	<u>1,178単位</u>

利用定員が20人以下の場合	<u>1,220単位</u>
利用定員が21人以上30人以下の場合	<u>1,073単位</u>
利用定員が31人以上40人以下の場合	<u>987単位</u>
利用定員が41人以上の場合	<u>900単位</u>
八 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
利用定員が15人以下の場合	<u>1,152単位</u>
利用定員が16人以上20人以下の場合	<u>874単位</u>
利用定員が21人以上の場合	<u>798単位</u>
二 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(新設)	
利用定員が10人以下の場合	<u>620単位</u>
利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>453単位</u>
利用定員が21人以上の場合	<u>364単位</u>
(新設)	
ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
利用定員が5人の場合	<u>1,608単位</u>
利用定員が6人の場合	<u>1,347単位</u>
利用定員が7人の場合	<u>1,160単位</u>
利用定員が8人の場合	<u>1,020単位</u>
利用定員が9人の場合	<u>911単位</u>

利用定員が10人の場合	1,064単位
利用定員が11人以上の場合	833単位
△ 共生型児童発達支援給付費	560単位
ト 基準該当児童発達支援給付費	
— 基準該当児童発達支援給付費( )	664単位
— 基準該当児童発達支援給付費( )	560単位

注1 (略)

2 二又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 (略)

2の3 △については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援(指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。)において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の4 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当児童発達支援(同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

利用定員が10人の場合	824単位
利用定員が11人以上の場合	699単位
(新設)	
(新設)	

注1 (略)

2 二又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)において、基準該当児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 (略)

(新設)

(新設)

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

(略)

指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条(指定通所基準第54条の9において準用する場合を含む。)の規定に従い、児童発達支援計画(指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

4 営業時間(指定児童発達支援事業所(指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所(以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。))を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の場合には指定通所基準第37条(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次の 又は のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画(指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

4 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。)が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

#### 6 削除

5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき277単位を所定単位数から減算する。

6 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を  
通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)

)

— 利用定員が30人以下の場合	68単位
— 利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
— 利用定員が41人以上50人以下の場合	41単位
— 利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
— 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
— 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
— 利用定員が81人以上の場合	22単位

ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて

7 (略)

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達

難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

— 利用定員が20人以下の場合	102単位
— 利用定員が21人以上30人以下の場合	68単位
— 利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
— 利用定員が41人以上の場合	41単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

— 利用定員が20人以下の場合	102単位
— 利用定員が21人以上の場合	68単位

ニ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

— 利用定員が10人以下の場合	205単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	102単位
— 利用定員が21人以上の場合	68単位

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

— 利用定員が5人の場合	410単位
— 利用定員が6人の場合	342単位
— 利用定員が7人の場合	293単位
— 利用定員が8人の場合	256単位
— 利用定員が9人の場合	228単位
— 利用定員が10人の場合	205単位
— 利用定員が11人以上の場合	102単位

7 (略)

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達

支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注9、注11及び6の注3のにおいて同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注及び注9において「理学療法士等」という。）、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注及び注9において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（二の 又は を算定する場合にあっては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

— 理学療法士等を配置する場合

<u>(一) 利用定員が30人以下の場合</u>	<u>70単位</u>
<u>(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>60単位</u>
<u>(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>46単位</u>
<u>(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>38単位</u>
<u>(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>32単位</u>
<u>(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>28単位</u>
<u>(七) 利用定員が81人以上の場合</u>	<u>25単位</u>

— 児童指導員等を配置する場合

支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。6の注3の において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注8において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下この注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあっては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のホを算定している場合は、算定しない。

（新設）

（新設）

（新設）



(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>52単位</u>	
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>44単位</u>	
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>34単位</u>	
(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>28単位</u>	
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>24単位</u>	
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>21単位</u>	
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>18単位</u>	
— <u>その他の従業者を配置する場合</u>		(新設)
(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>30単位</u>	
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>26単位</u>	
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>20単位</u>	
(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>17単位</u>	
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>14単位</u>	
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>12単位</u>	
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>11単位</u>	
□ <u>主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて</u>		(新設)
<u>難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合</u>		
— <u>理学療法士等を配置する場合</u>		
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>105単位</u>	
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>84単位</u>	
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>60単位</u>	
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>46単位</u>	
— <u>児童指導員等を配置する場合</u>		
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>77単位</u>	
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>62単位</u>	
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>44単位</u>	
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>34単位</u>	
— <u>その他の従業者を配置する場合</u>		
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>45単位</u>	
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>36単位</u>	



項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

— 理学療法士等を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>418単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>348単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>299単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>261単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>232単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>209単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>139単位</u>

— 児童指導員等を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>309単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>258単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>221単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>193単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>172単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>155単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>103単位</u>

— その他の従業者を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>182単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>152単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>130単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>114単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>101単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>91単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>61単位</u>

9 1の二の を算定する指定児童発達支援事業所であって、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者及び注8の加算の算定に必要

(新設)

となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（イ又はロを算定する場合にあっては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の を算定している場合は、加算しない。

イ 理学療法士等を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	209単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
— 利用定員が21人以上の場合	84単位

ロ 児童指導員等を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	155単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
— 利用定員が21人以上の場合	62単位

ハ その他の従業者を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	91単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
— 利用定員が21人以上の場合	36単位

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算( )

— 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発

(新設)

達支援を行った場合（又はに該当する場合を除く。）

（一） <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>67単位</u>
（二） <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>57単位</u>
（三） <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>44単位</u>
（四） <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>36単位</u>
（五） <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>31単位</u>
（六） <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>27単位</u>
（七） <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>24単位</u>

— 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

（一） <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>100単位</u>
（二） <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>80単位</u>
（三） <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>57単位</u>
（四） <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>44単位</u>

— 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

（一） <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>100単位</u>
（二） <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>80単位</u>

— 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（に該当する場合を除く。）

（一） <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>200単位</u>
（二） <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>133単位</u>
（三） <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>80単位</u>

— 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

（一） <u>利用定員が5人の場合</u>	<u>400単位</u>
（二） <u>利用定員が6人の場合</u>	<u>333単位</u>

三) <u>利用定員が7人の場合</u>	<u>286単位</u>
四) <u>利用定員が8人の場合</u>	<u>250単位</u>
五) <u>利用定員が9人の場合</u>	<u>222単位</u>
六) <u>利用定員が10人の場合</u>	<u>200単位</u>
七) <u>利用定員が11人以上の場合</u>	<u>133単位</u>

□ 看護職員加配加算( )

— 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(又はに該当する場合を除く。)

一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>134単位</u>
二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>114単位</u>
三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>88単位</u>
四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>72単位</u>
五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>62単位</u>
六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>54単位</u>
七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>48単位</u>

— 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>200単位</u>
二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>160単位</u>
三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>114単位</u>
四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>88単位</u>

— 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>200単位</u>
二) <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>160単位</u>

— 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(又はに該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が10人以下の場合 400単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 266単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 160単位

— 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が5人の場合 800単位

(二) 利用定員が6人の場合 666単位

(三) 利用定員が7人の場合 572単位

(四) 利用定員が8人の場合 500単位

(五) 利用定員が9人の場合 444単位

(六) 利用定員が10人の場合 400単位

(七) 利用定員が11人以上の場合 266単位

#### 八 看護職員加配加算( )

— 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合( )に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が30人以下の場合 201単位

(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位

(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 132単位

(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 108単位

(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 93単位

(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 81単位

(七) 利用定員が81人以上の場合 72単位

— 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が20人以下の場合 300単位

(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 240単位

(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位

(四) 利用定員が41人以上の場合 132単位

\_\_ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる  
法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める  
施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| （一） <u>利用定員が10人以下の場合</u>      | 600単位 |
| （二） <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u> | 399単位 |
| （三） <u>利用定員が21人以上の場合</u>      | 240単位 |

11 への共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管  
理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23  
年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理  
責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上  
配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県  
知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児  
童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所  
定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算  
定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |   |       |
|---|-------|
| イ <u>児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれ<br/>ぞれ1以上配置した場合</u> | 181単位 |
| ロ <u>児童発達支援管理責任者を配置した場合</u>                         | 103単位 |
| ハ <u>保育士又は児童指導員を配置した場合</u>                          | 78単位  |

## 2 家庭連携加算

イ・ロ（略）

注 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若し  
くは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54  
条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業  
所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1  
において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発  
達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条  
の2の2第9項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同  
意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対す  
る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、そ

（新設）

## 2 家庭連携加算

イ・ロ（略）

注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指  
定通所基準第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当  
児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」  
という。）において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第  
54条の2の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業  
者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達  
支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき  
、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2の2第8項の通  
所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の



の内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2・3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第2号、第3号ロ又は第4号に掲げる通所給付決定保護者(以下「中間所得者」という。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)の規定により、通所利用者負担額合計額(指定通所基準第24条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定に

居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2・3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第2号、第3号ロ又は第4号に掲げる通所給付決定保護者(以下「中間所得者」という。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額(同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により

より置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者（指定通所基準第5条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下この第1において同じ。）として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )又はロの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。

置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )又はロの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。

指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者（において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 （略）

8 欠席時対応加算 94単位

注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の八又はホを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

9 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの、ロの、ハの、ニの若しくはホの若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定して

指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又は保育士（において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 （略）

8 欠席時対応加算 94単位

注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

9 特別支援加算 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

いない場合は、加算しない。

9の2 強度行動障害児支援加算 155単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八又はホを算定している場合は、加算しない。

10 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

ホ 医療連携体制加算( ) 1,000単位

ハ 医療連携体制加算( ) 500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者を

(新設)

10 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

(新設)

(新設)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八又はホを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八又はホを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者を

いう。以下同じ。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の八、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはハ又は1の八、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1の八、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

6 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1の八、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

#### 11 送迎加算

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位  
ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注1 (略)

1の2 イ及び1の注10を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、喀

いう。以下同じ。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の八又はホを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1の八若しくはホを算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

#### 11 送迎加算

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位  
ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注1 (略)

(新設)

たん 痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

12 (略)

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算( ) 200単位

ロ 関係機関連携加算( ) 200単位

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 (略)

12の3 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加

2 (略)

(新設)

12 (略)

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算( ) 200単位

ロ 関係機関連携加算( ) 200単位

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 (略)

(新設)

算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に  
入所等をする場合は、加算しない。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員  
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出  
た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又  
は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行  
政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研  
究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に  
対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる  
区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、  
別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所  
定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定  
している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない  
。

イ～ホ（略）

14（略）

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条  
の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以  
下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を  
行う場合 386単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し  
指定医療型児童発達支援を行う場合 498単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型  
児童発達支援を行う場合 335単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療  
型児童発達支援を行う場合 447単位

注1（略）

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員  
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出  
た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童  
発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開  
発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14に  
おいて同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った  
場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所  
定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定  
している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない  
。

イ～ホ（略）

14（略）

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由を  
いう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指  
定医療型児童発達支援を行う場合

333単位

ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

445単位

（新設）

（新設）

注1（略）

2 (略)

(略)

指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 (略)

4 やむを得ず指定通所基準第44条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2～3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日まで

2 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の 又は のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

2～3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日に



の間、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ(略)

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものを除く。注2において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

7 欠席時対応加算 94単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当

つき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ(略)

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものを除く。注2において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

7 欠席時対応加算 94単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当

該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の口又は二を算定している指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において1月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

8 特別支援加算 54単位

注 (略)

8の2 (略)

8の3 保育職員加配加算 50単位

注1 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

注2 医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。

9 (略)

9の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当

該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 特別支援加算 25単位

注 (略)

8の2 (略)

8の3 保育職員加配加算 50単位

注 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

9 (略)

9の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当

該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 (略)

9の3 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し授業の終了後に指定

該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 (略)

(新設)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等

放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

区分1の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 656単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 440単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 331単位

区分1の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 645単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 431単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 324単位

区分2の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 609単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 405単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 304単位

区分2の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 596単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 396単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 297単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 787単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 529単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 410単位

区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 726単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 483単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 374単位

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）

授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 473単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 355単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 276単位

休業日に行う場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 611単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 447単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 359単位

（新設）

（新設）

（新設）

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,744単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,458単位
(三) 利用定員が7人の場合	1,255単位
(四) 利用定員が8人の場合	1,101単位
(五) 利用定員が9人の場合	982単位
(六) 利用定員が10人の場合	887単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	681単位
休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	2,024単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,694単位
(三) 利用定員が7人の場合	1,457単位
(四) 利用定員が8人の場合	1,280単位
(五) 利用定員が9人の場合	1,142単位
(六) 利用定員が10人の場合	1,032単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	804単位
二 共生型放課後等デイサービス給付費	
— 授業の終了後に行う場合	427単位
— 休業日に行う場合	551単位
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
— 基準該当放課後等デイサービス給付費(一)	
(一) 授業の終了後に行う場合	530単位
(二) 休業日に行う場合	654単位
— 基準該当放課後等デイサービス給付費(二)	
(一) 授業の終了後に行う場合	427単位
(二) 休業日に行う場合	551単位
注1 イ及びハの については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」と	

授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,329単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,112単位
(三) 利用定員が7人の場合	958単位
(四) 利用定員が8人の場合	842単位
(五) 利用定員が9人の場合	751単位
(六) 利用定員が10人の場合	679単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	577単位
休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,608単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,347単位
(三) 利用定員が7人の場合	1,160単位
(四) 利用定員が8人の場合	1,020単位
(五) 利用定員が9人の場合	911単位
(六) 利用定員が10人の場合	824単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	699単位
(新設)	
(新設)	
注1 イの 又はロの については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児	

いう。)に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)(イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 ニのについては、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ホの(一)及び(二)については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロ及びハのについては、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出

「イの」という。)に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第3項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

2 イの又はロのについては、就学児又は別に厚生労働大臣が定める児童(以下「就学児等」という。)に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位又は基準該当放課後等デイ

たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ニのについては、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ホの(二)及び(三)については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 イについては、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

4 ロについては、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

サービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

3 イのについては、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

4 イのについては、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画(同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3

月未満の場合 100分の70

(二) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3

月以上の場合 100分の50

指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

- 6 ロ、ハの、ニの又はホの(ニ)若しくは(ニ)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間(指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所(以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。))を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。))の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。))が、別に厚生労働大臣が

(略)

指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画(同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

- 6 イの又はロの)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。



定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

8 常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイ

7 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービスを行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）

— 利用定員が10人以下の場合 205単位

— 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位

— 利用定員が21人以上の場合 68単位

ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

— 利用定員が5人の場合 410単位

— 利用定員が6人の場合 342単位

— 利用定員が7人の場合 293単位

— 利用定員が8人の場合 256単位

— 利用定員が9人の場合 228単位

— 利用定員が10人の場合 205単位

— 利用定員が11人以上の場合 102単位

8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつ

サービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注9、注11及び5の注3の において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下この注及び注9において「理学療法士等」という。)、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注及び注9において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イの 又は を算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

— 理学療法士等を配置する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 209単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 84単位

— 児童指導員等を配置する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 155単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 62単位

— その他の従業者を配置する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 91単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 36単位

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場

ては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イを算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1の口を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 児童指導員等を配置する場合

- 利用定員が10人以下の場合 195単位
- 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位
- 利用定員が21人以上の場合 78単位

ロ その他の従業者を配置する場合

- 利用定員が10人以下の場合 183単位
- 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位
- 利用定員が21人以上の場合 73単位

(新設)

合

— 理学療法士等を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>418単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>348単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>299単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>261単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>232単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>209単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>139単位</u>

— 児童指導員等を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>309単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>258単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>221単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>193単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>172単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>155単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>103単位</u>

— その他の従業者を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>182単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>152単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>130単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>114単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>101単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>91単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>61単位</u>

9 1のイの若しくは又は口のを算定する指定放課後等デイサービス事業所であって、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者及び注8の加算の算定に必要なとなる理学療法士等、

(新設)

児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イ又はロを算定する場合にあっては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の を算定している場合は、加算しない。

イ 理学療法士等を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	209単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
— 利用定員が21人以上の場合	84単位

ロ 児童指導員等を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	155単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
— 利用定員が21人以上の場合	62単位

ハ その他の従業者を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	91単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
— 利用定員が21人以上の場合	36単位

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算( )

— 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合(	
-----------------------------	--

(新設)

に該当する場合を除く。)

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (一) 利用定員が10人以下の場合      | 200単位 |
| (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 133単位 |
| (三) 利用定員が21人以上の場合      | 80単位  |

主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等  
サービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等  
デイサービスを行った場合

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (一) 利用定員が5人の場合    | 400単位 |
| (二) 利用定員が6人の場合    | 333単位 |
| (三) 利用定員が7人の場合    | 286単位 |
| (四) 利用定員が8人の場合    | 250単位 |
| (五) 利用定員が9人の場合    | 222単位 |
| (六) 利用定員が10人の場合   | 200単位 |
| (七) 利用定員が11人以上の場合 | 133単位 |

ロ 看護職員加配加算( )

障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合( )  
に該当する場合を除く。)

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (一) 利用定員が10人以下の場合      | 400単位 |
| (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 266単位 |
| (三) 利用定員が21人以上の場合      | 160単位 |

主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサ  
ービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等  
デイサービスを行った場合

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (一) 利用定員が5人の場合  | 800単位 |
| (二) 利用定員が6人の場合  | 666単位 |
| (三) 利用定員が7人の場合  | 572単位 |
| (四) 利用定員が8人の場合  | 500単位 |
| (五) 利用定員が9人の場合  | 444単位 |
| (六) 利用定員が10人の場合 | 400単位 |

(七) 利用定員が11人以上の場合 266単位

八 看護職員加配加算( )

障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

— 利用定員が10人以下の場合 600単位

— 利用定員が11人以上20人以下の場合 399単位

— 利用定員が21人以上の場合 240単位

11 二の共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位

ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位

ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス

(新設)

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して

等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算 35単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月

就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算 35単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

につき所定単位数を加算する。

## 5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ（略）

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者（同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又

## 5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ（略）

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者（同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所に



は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )又はロの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。

指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者( )において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算 94単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の八を算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

7 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型

において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算( )又はロの福祉専門職員配置等加算( )を算定している場合は、算定しない。

指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者( )において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算 94単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

7 特別支援加算 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、

放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービス事業所を受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの若しくは口の若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくは口を算定していない場合は、加算しない。

7の2 強度行動障害児支援加算 155単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。

8 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

ホ 医療連携体制加算( ) 1,000単位

ヘ 医療連携体制加算( ) 500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

8 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

(新設)

(新設)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受け

就学児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはハ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

6 <sup>ろ</sup>ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

9 送迎加算

イ・ロ (略)

た就学児等に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等を行った場合に、就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のロを算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

9 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、<sup>かたわ</sup>喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 イ及びロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

#### 10 延長支援加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で

注1 イについては、就学児等（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

（新設）

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児等（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

（新設）

#### 10 延長支援加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長

所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注11イ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 ロについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

10の3 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサ

時間で所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児等が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、就学児等が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機

ービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

#### 12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、1から10の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

#### 第4 居宅訪問型児童発達支援

##### 1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 988単位

注1 指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定居宅訪問型児童発達支援（指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数

構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

#### 12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、1から10の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

（新設）

に乗じて得た数を算定する。

— 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

— 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画（同条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

4 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第71条の8第1項第1号に規定する訪問支援員をいう。以下同じ。）が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2 通所施設移行支援加算 500単位

注 指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

5 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都



道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合 あつては、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 988単位

注1 （略）

1の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合  
(削る)

第4 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 916単位

注1 （略）

1の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき375単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の 又は のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

(新設)

3 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、

3 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

1の2 初回加算 200単位

注 指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

1の3 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所基準第73条の規定により指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算する。

2 (略)

指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき68単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第73条に規定する訪問支援員をいう。）が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

4 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

4 (略)